

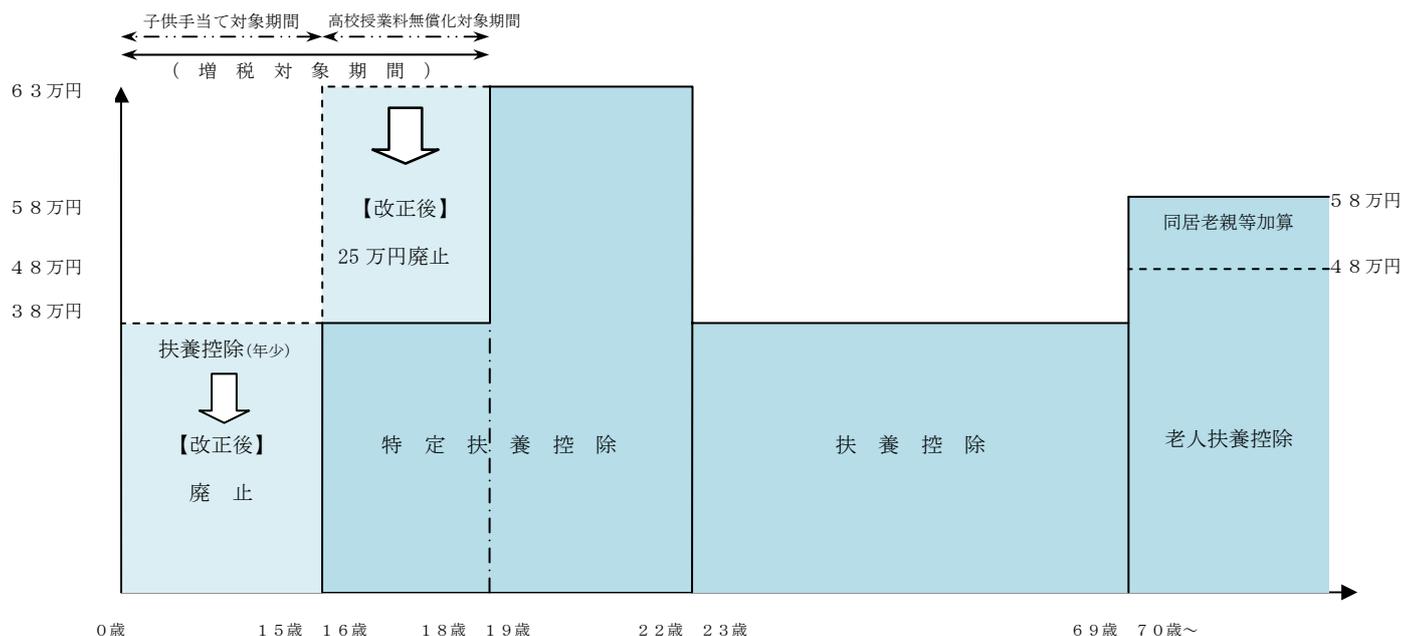
MCS税理士法人通信～税制改正特集～ 号外版1号

第一回 扶養控除制度の見直しについて

平成22年度税制改正が発表されました。今回から数回にわたり号外というかたちで改正のポイントについてご紹介していきます。第一回では所得税のうち、扶養控除についてお伝えします。

扶養控除の具体的な改正点として以下の3点があげられます。(①②は下図参照)

- ① 子供手当で創設(16歳未満の子どもへ平成22年度は月額1.3万円、平成23年度からは月額2.6万円の支給)により、0歳から15歳まで(年少扶養親族)の扶養控除(38万円)が廃止 → 増税となります
- ② 高校授業料の実質無償化(国公立高校に通う学生がいる世帯へは授業料相当額を助成し、私立高校へ通う学生がいる世帯へは約12万円、低所得世帯へは約24万円を助成)にともない16歳以上19歳未満の特定扶養親族(16歳以上23歳未満の扶養親族)の上乗せ部分の一部(25万円)が廃止 → 増税となります
- ③ ①が廃止されたため、扶養控除に対して加算されていた同居特別障害者控除(25万円)を、特定障害者控除に加算する措置へ変更されます。



今回の改正は所得税については23年分より実施されます。(住民税については24年より)

また、23年分からの「給与所得者の扶養控除等申告書」は大幅な変更が予想されますので注意が必要です。

詳細につきましては、所長・職員までお問い合わせ下さい。

MCS税理士法人 青山事務所・立川事務所

〒107-0062

東京都港区南青山3-13-1 小林ビル4階

電話: 03-5786-0340 FAX: 03-5786-0341

<http://mcs-sougou.tkenf.com>

mail: bzq22140@tkenf.or.jp

〒190-0023

立川市柴崎町3-11-4 千代田生命立川ビル4階

電話: 042-595-7671 FAX: 042-528-6949

<http://www.mcs-office.jp>

mail: info@mcs-office.jp